

議案第54号

加西市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

加西市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和7年9月1日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

加西市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例（平成 23 年加西市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同条第 14 項」を「同条第 15 項」に改める。

第 5 条第 1 号中「第 22 条第 5 項」を「第 22 条第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(審議資料)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の一部が令和7年10月1日に施行されることに伴い、引用条文に条ずれが生じることから所要の改正を行うもの。